

令和6年度 保育所等利用のご案内



すくすくジャパン!

【お問い合わせ先】

雲仙市福祉事務所 子ども支援課 子育て支援班

〈住所〉〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地

〈電話〉直通：0957-47-7874

代表：0957-36-2500

雲仙市

目 次

①教育・保育給付認定について	P 2
<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定について	
<input type="checkbox"/> 保育必要量（保育時間）について	
<input type="checkbox"/> 教育・保育を受けられる施設・事業所について	
<input type="checkbox"/> 手続きの流れ	
②保育所・認定こども園（保育）入所手続きについて	P 4
<input type="checkbox"/> 認定申請・利用申込に必要な書類について	
<input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由ごとの必要書類について	
<input type="checkbox"/> 年度途中における利用申込の受付期間について	
③幼稚園・認定こども園（教育）入所手続きについて	P 5
<input type="checkbox"/> 幼稚園等に入所することができるのは	
<input type="checkbox"/> 幼稚園等の認定申請について	
<input type="checkbox"/> 認定申請に必要な書類について	
<input type="checkbox"/> 預かり保育料の無償化について	
④入所中の手続きについて	P 6
<input type="checkbox"/> 利用期間や年齢到達について	
<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定の変更について	
<input type="checkbox"/> 保育所を退所する場合	
<input type="checkbox"/> 認定こども園を退所する場合	
⑤市内保育所・認定こども園一覧	P 7
⑥保育料について	P 8
<input type="checkbox"/> 保育料の決定について	
<input type="checkbox"/> 認定区分・階層ごとの保育料の違い	
<input type="checkbox"/> 幼児教育・保育無償化について	
<input type="checkbox"/> 雲仙市すこやか子育て支援事業について	
<input type="checkbox"/> 保育料の納入方法について	
<input type="checkbox"/> 給食費（副食費）の免除について	
⑦こんなサービスもあります	P 1 2

1 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定について

保育所等を利用するにあたって必要なものです。保護者が「家庭で保育ができない理由」の有無や児童の年齢により認定を行います。（認定区分は、以下のとおり）

教育・保育給付 認定区分	お子さんの年齢	保育の必要性	利用ができる施設
1号認定（教育）	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定（保育）		あり	認可保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定（保育）	満3歳未満		

保育必要量（保育時間）について

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、その理由により、さらに「保育必要量」を認定します。認定区分は、保育を必要とする理由により標準時間と短時間の認定があり、保育施設の最大利用可能時間が異なります。

<保育標準時間認定>

1日最大11時間 利用できます（延長保育を除く）

※該当する方は、ご希望により保育短時間を選択することもできます。

保育を必要とする理由	認定期間及び入所承諾期間
月120時間以上の就労	小学校就学前まで ※雇用期限がある場合は、雇用期限の属する月の月末まで
妊娠・出産	出産予定月の前2か月（前々月）の月初日から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
保護者の疾病や障害	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）
同居の家族や親族の介護等	
災害等の復旧にあっている	
虐待・DVのおそれがある	
入所を希望する児童以外の子ども の育児休業中	育児休業が終了する日の属する月の月末まで
大学・専門学校に通学している人	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）

<保育短時間認定>

1日最大8時間 利用できます（延長保育を除く）

保育を必要とする理由	認定期間及び入所承諾期間
月48時間以上120時間未満の 就労	小学校就学前まで ※雇用期限がある場合は、雇用期限の属する月の月末まで
求職活動中	入所日から90日を経過する日の月末まで。 連続して同認定を受けられるのは2回目まで。最長6か月程度

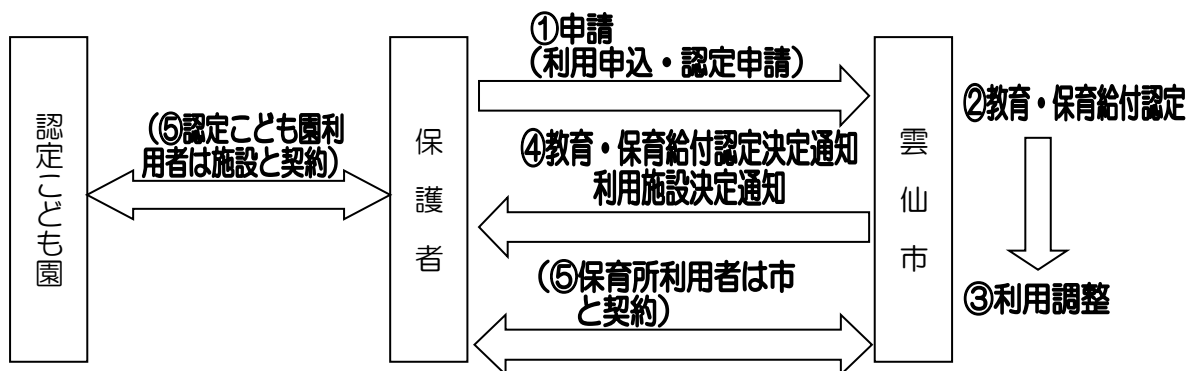
教育・保育を受けられる施設・事業所について

- 【保育所】 保育所は、就労や出産などのため、家庭で保育のできない保護者にかわって保育を行う施設です。
- 【認定こども園】 保育所と幼稚園の両方の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。
- 【幼稚園】 小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。満3歳児から就学前までの児童に対して1日4時間程度の教育を行います。
※市内の幼稚園は、全て認定こども園へ移行しています。
※子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（市外）については、利用手続きは各施設で行い、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

手続きの流れ

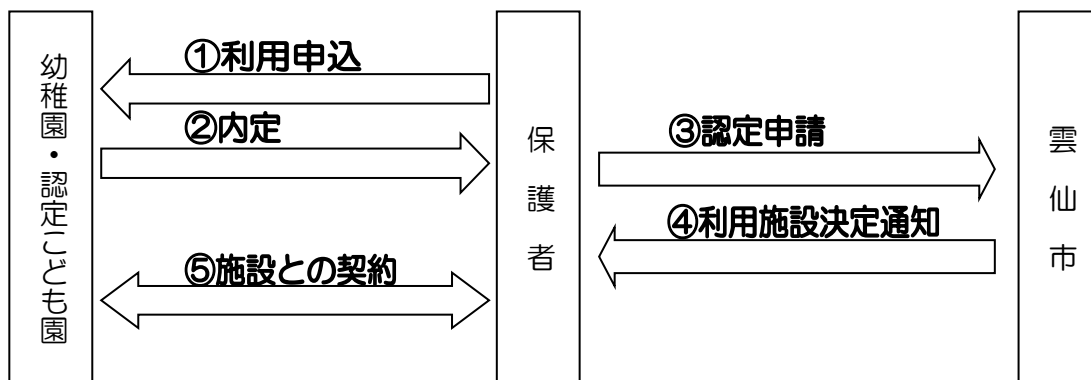
【2号・3号認定の手続き】

保育所や認定こども園（保育）への入所を希望する保護者は、利用申込と教育・保育給付認定申請を同時に行わなければなりません。手続きの流れは下の図のようになります。



【1号認定の手続き】

幼稚園や認定こども園（教育）への入所を希望する保護者は、幼稚園や認定こども園で利用内定を受けた後に、雲仙市に教育・保育給付認定申請を行ってください。手続きの流れは下の図のようになります。



- 保育所・認定こども園への入所を希望される場合は、市窓口で保育所等利用申込書を受け取り、市へ提出してください

※ 希望する保育所等を決める際は、施設を見学し、保育内容や立地などを確認してください。

2 保育所・認定こども園（保育）入所手続きについて

認定申請・利用申込に必要な書類について

<必ず提出が必要な書類>

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書
- ② 保育を必要とする証明書類（両親ともに必要）

保育を必要とする理由ごとの必要書類について

※就労証明書などの書類は、市ホームページからダウンロードまたは市窓口で受け取ることができます。

保護者の状況など	必要な書類
自営業・農業・漁業に従事している人 会社等に勤務している人 勤務内定の人 内職をしている人	・就労証明書 （就労中・雇用予定・復職予定についての事業主による証明、産休・育休から復帰する場合、復職予定年月日の記載があるもの）
病気、負傷および心身に障害のある人 病気や心身に障害のある同居の親族を常に介護している人	・診断書等、病院の医師からの証明または障害者手帳等の写し（療育・精神）
妊娠中・出産後間もない人	・母子健康手帳等（母親の氏名・出産予定日のわかるもの）の写し
震災、風水害および火災等の復旧にあたっている人	・罹災証明書の写し
虐待やDVの恐れがある人	・公的機関の証明書の写し
現在求職中の人	・ハローワーク受付票の写し等
職業訓練校や大学、専門学校等に通学している人	・在学証明書等
入所を希望する児童以外の子どもの育児休業中の人	・就労証明書（事業主による証明）
福祉事務所長が認める前各号に類する状態にある人	・保育を必要とする申立書 ・家庭で保育ができないことを証明する書類

年度途中における利用申込の受付期間について

申込書類の受付期間・・・**入所希望日の1か月前から2週間前まで**

※必要書類はすべて揃えてから申し込みください。

3

幼稚園・認定こども園（教育）入所手続きについて

幼稚園等に入所することができるのは

幼稚園、認定こども園（教育）は、子どもが3歳以上で教育を希望する場合に利用する施設です。「保育を必要とする理由」がなくても利用できます。

幼稚園等の認定申請について

幼稚園、認定こども園（教育）を利用する場合、各施設の内定を受けてから、市に申し込みをしてください。

利用の手続きの流れについては3ページの【1号認定の手続き】を参照ください。

ただし、新制度に移行していない私立幼稚園の利用手続きは、各施設で行い、教育・保育給付認定は必要ありません。（雲仙市内の幼稚園は、全て認定こども園へ移行しています）

幼稚園、認定こども園（教育）の保育料は、令和元年10月から無償化のためかかりません。

※新制度に移行していない私立幼稚園の保育料は、各施設で決定します。

認定申請に必要な書類について

認定申請は、以下の書類を揃えて、市に提出してください。

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書
- ② 各施設の入園内定通知書

預かり保育料の無償化について

<対象者・利用料>

○共働き世帯など保育の必要な3歳児から5歳児までの子どもが対象です。無償化の対象となるためには、「保育を必要とする理由」の認定（第2号または第3号認定）を受ける必要があります。（下の表をご確認ください）

○教育認定の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円上限まで預かり保育の利用料が無償化されます。

※満3歳になった日から最初に迎える3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（最大月額1万6,300円上限まで）

※日額450円が上限

(例)	7時	10時	14時	18時
<保育認定> 2・3号認定 <教育認定> 1号認定のみ 1号認定+第2号 (または第3号)認定	保育標準時間（開所時間内11時間）			
	預かり保育（有料）	教育認定（無償化）	預かり保育（有料）	
	預かり保育（無償化）	教育認定（無償化）	預かり保育（無償化）	

★ご不明な点は子ども支援課または各施設へお尋ねください。

4 入所中の手続きについて

利用期間や年齢到達について

施設を利用できる期間は、最長で小学校就学前まで、もしくは、保育を必要とする期間（教育・保育給付認定の期間）までになりますが、**必ず年1回の現況届の手続きが必要です。**

※新たに保育所等に入所する児童については、産休・育休明けや新たに仕事を始める場合、就労開始日の2週間前から利用を希望することができます。

なお、3歳未満（3号認定）のお子さんの中で、教育・保育給付認定期間が3歳誕生日の2日前となっている場合、満3歳に伴い2号認定になるため、福祉事務所から教育・保育給付認定変更通知書が送付されます。（手続きの必要はありません）

ただし、1号認定へ変更を希望される場合は、教育・保育給付認定変更手続きが必要です。

※利用期間については、利用施設決定通知に記載されております。

教育・保育給付認定の変更について

教育・保育給付認定内容等に以下のような変更があった場合などは、教育・保育給付認定変更の手続きが必要です。

- ① 勤務先を変更した場合、または退職した場合
- ② 出産がわかった場合（出産（予定）日から起算して、2か月前の月初めから認定可能）
- ③ 婚姻・離婚・死亡等により児童の保護者に変更があった場合（改姓や住所変更も含む）
- ④ 修正・更正・還付申告により市民税が変更になった時
- ⑤ 市外に転出する場合（「退所届」の提出が必要です）
- ⑥ 教育・保育給付認定区分の変更を希望する時
- ⑦ その他、申し込み事項に変更があった場合（市内転居や同居家族の増減等）

就労の雇用期限が定められている・怪我や病気等の治療期間が記入してある場合等は、その期間に応じて認定期間が決定されます。この場合、年度の途中で認定期間が終了することがあります。引き続き利用を希望する方は、必ず保育を必要とする証明書類を添えて、「教育・保育給付認定変更申請書」を市へ提出してください。

※教育・保育給付認定区分の変更につきましては、変更申請書を提出いただいた翌月以降または、保育を必要とする理由が変更する日の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

※教育・保育給付認定期間が終了しますと退所していただくこととなりますので、早めの提出をお願いします。

保育所を退所する場合

退所を希望する日の1週間前までに市へ必ず「退所届」を提出してください。未提出の場合、保育所に在籍しているとみなされ保育料を納入していただくことがありますのでご注意ください。

認定こども園を退所する場合

認定こども園で退所手続きを行ってください。

5 市内保育所・認定こども園一覧

令和6年度 市内保育所・認定こども園（令和5年12月1日現在）

	施設名	所在地	電話番号	認定区分			休日 保育	一時 保育
				1号	2号	3号		
保 育 所	中央保育園	国見町多比良乙 275-4	78-3125	—	○	○	○	○
	八斗木保育園	国見町土黒庚 357	78-3450	—	○	○	—	○
	あさひ保育園	国見町神代甲 900-3	78-2816	—	○	○	○	○
	神代保育所	国見町神代乙 527	78-2813	—	○	○	—	○
	円福寺保育園	瑞穂町西郷乙 208	77-3000	—	○	○	—	○
	岩戸保育園	瑞穂町西郷丁 505	77-3001	—	○	○	—	○
	洗心保育園	瑞穂町伊福甲 201	77-2727	—	○	○	—	○
	正覚寺保育園	瑞穂町古部甲 1632	77-4190	—	○	○	—	○
	大福寺保育園	吾妻町古城名 383	20-0383	—	○	○	—	○
	あそか保育園	吾妻町栗林名 385-1	38-2151	—	○	○	—	○
	和光幼児園	吾妻町大木場名 38-5	38-7770	—	○	○	○	○
	すぎのこ保育園	愛野町甲 634-1	36-1772	—	○	○	—	○
	愛野保育園	愛野町乙 830-1	36-0131	—	○	○	—	○
	恵燈保育園	小浜町北本町 21	74-5260	—	○	○	—	○
	北串保育園	小浜町山畑 1715-5	74-9014	—	○	○	○	○
	飛子保育園	小浜町飛子 1883-1	74-9056	—	○	○	○	○
串山保育園	南串山町甲 2783-2	88-3803	—	○	○	○	○	
八幡保育園	南串山町丙 9803-3	88-2177	—	○	○	○	○	
南串保育園	南串山町丙 1176	88-3317	—	○	○	—	○	

	施設名	所在地	電話番号	認定区分			休日 保育	一時 保育	預かり 保育
				1号	2号	3号			
認 定 こ ど も 園	くにみ幼稚園	国見町多比良丁 180	78-3852	○	○	—	—	○	○
	くにみ子ども園	国見町多比良丙 189-2	78-2263	○	○	○	○	○	—
	ひじくろこども園	国見町土黒乙 139-2	78-2274	○	○	○	—	○	○
	うせん辻幼稚園	吾妻町馬場名 416	38-3306	○	○	○	—	○	○
	小さき花の幼稚園	愛野町乙 771	36-0063	○	○	○	—	○	○
	どんぐりこども園	愛野町乙 5683-4	36-2118	○	○	○	—	○	○
	なかよしこども園	千々石町乙 226-1	37-3017	○	○	○	—	○	○
	なかよしこども園 (分園) 雲仙まっ白こども園	愛野町乙 746-2	47-9270	○	○	○	—	○	○
	小浜こども園	小浜町北本町 207	76-0117	○	○	○	○	○	○

⑥ 保育料について

児童が保育所等の利用を開始した場合、3号認定（0歳児～2歳児）の間は毎月、保育料を納付していただきます。

保育所利用の方は雲仙市へ、認定こども園利用の方はご利用の認定こども園へ納付することになります。

保育料の決定について

施設を利用する月に応じて、前年度または当年度の保護者等の市民税額（所得割、均等割）により決定します。

	利用月	市民税該当年度
利用月と市民税年度	4月から8月まで	令和5年度の市民税額で算定
	9月から3月まで	令和6年度の市民税額で算定

- 保護者（父母）の市民税の合算額で算定されますが、父母の年収が合算して103万円以下の場合には、父母だけではなく同居の扶養義務者（祖父母等）の市民税額により算定します。
※雲仙市在住の方については、原則書類の提出は必要ありませんが、未申告などで税情報が確認できないときは、申告をお願いする場合があります。
- 国、地方公共団体等への寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除については、保育料算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額で保育料を算定します）
- 保育料の年齢区分は利用する児童の当該年度4月初日の年齢で決定します。

※年度途中で年齢が2歳から3歳に上がったことによる3号から2号への認定変更の場合、その年度中は3号から2号への認定変更に伴う保育料の変更はありません。

～令和5年1月1日以降に転入された方へ～

平成30年10月から、個人番号（マイナンバー）により課税情報を確認できるようになりました。

※海外勤務などの理由により申告ができない場合は、収入が証明できる書類の提出をお願いしております。

認定区分・階層ごとの保育料の違い

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、1号認定及び3歳児以上の児童の保育料が無償化となりました。

< 1号認定保育料 幼稚園・認定こども園（教育） >

階層	階層区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯	
3	所得割額 77,100円以下	
4	所得割額 97,000円以下	
5	所得割額 211,200円以下	
6	所得割額 211,201円以上	

< 2号認定・3号認定保育料 保育所（園）・認定こども園（保育） >

階層	階層区分	2号認定		3号認定	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯				
3	所得割額 48,600円未満			17,000円	14,600円
4	所得割額 97,000円未満			26,000円	22,300円
5	所得割額 169,000円未満			32,000円	27,400円
6	所得割額 301,000円未満			35,000円	29,800円
7	所得割額 397,000円未満			38,000円	32,200円
8	所得割額 397,000円以上			38,000円	32,200円

3号認定でひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の減免

※下記2階層～4階層の一部に該当する方のみ対象

階層	階層区分	3号認定		
		標準時間	短時間	
2	市民税非課税世帯	0円	0円	
3	所得割額 48,600円未満	第1子	8,000円	6,800円
		第2子以降	0円	0円
4の 一部	所得割額 77,100円以下	第1子	9,000円	9,000円
		第2子以降	0円	0円

※3号認定保育料には、給食費を含みます。

※この保育料のほかに、各施設によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

幼児教育・保育無償化について

【対象者・利用料】

- ①保育所等を利用する3歳から5歳までの全ての児童の利用料が無償化されます。
※無償化されるのは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの児童です。
1号認定については、入所できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
- ②住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童については、利用料が無償化されます。
※雲仙市が独自で実施している「すこやか子育て支援事業」による第2子以降の保育料の免除は引き続き実施します。

雲仙市すこやか子育て支援事業について

複数の児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、雲仙市では、平成28年度より、第2子以降が保育所等に入所する場合の保育料を免除（無料化）しています。

保育所等に入所する児童に、同保護者が養育する兄弟がいる場合に、保育料が免除されます。ただし第2子以降が3歳以上児の場合は、幼児教育・保育無償化に伴い申請不要です。

※ご注意ください※

- ・ 保育料の免除を受けるためには申請が必要です。
- ・ 違う住所に兄弟がいる場合は、養育していることを証明する書類を提出していただくことがあります。
- ・ 保育所等に入所する児童の兄弟であっても、既に就労等により保護者が養育していない場合は、兄弟として数えません。
- ・ 大学や専門学校等への進学で保護者が養育している場合は、在学証明書等が必要となります。

保育料の納入方法について

保育所の保育料の納入方法は以下のとおりです。（幼稚園、認定こども園については、利用中の施設に納入します。各施設へお尋ねください）

口座振替・・・なるべく口座振替をご利用ください。

<利用できる金融機関>

十八親和銀行・島原雲仙農協・九州信漁連、ゆうちょ銀行、九州労働金庫（九州ろうきん）

<振替日>

毎月25日（25日が金融機関休業日の場合は、その翌日以降の最初の営業日に行います。）
残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月10日（10日が休業日の場合は、その翌日以降の最初の営業日）に再振替を行います。

<手続き>

○市内の各金融機関

○市役所または各総合支所の窓口（ペイジー口座振替受付サービス）

○こうふりネット（WEB口座振替受付サービス）

※原則、お手続きいただきました翌月から口座振替での納付となります。詳しい案内は、利用施設決定（入所承諾）通知書に同封します。

納付書・・・口座振替をご利用でない方には納付書を郵送いたします。

納期限までに必ずお支払いください。

<納付場所>

○雲仙市役所・各総合支所・雲仙出張所

○十八親和銀行・島原雲仙農協・九州信漁連・ゆうちょ銀行、九州労働金庫（九州ろうきん）

○市指定コンビニエンスストア

※納付期限は、毎月末日（土・日・祝日等の場合は直前の金融機関営業日）です。

<クレジットカード・電子マネーによる収納>

納付書のバーコードをスマホ・タブレットで読み取り、24時間どこでも納付できます。

<督促手数料の徴収について>

納入期限を過ぎた保育料は、督促手数料が加算されます。早期の納入を心がけてください。

給食費（副食費）の免除について

令和元年10月から、1号・2号認定児童の給食費（主食費・副食費）は、原則保護者が負担することとなり、所得が一定額未満の世帯については、国の基準により副食費が免除されます。

なお、国の基準で免除にならない世帯の副食費は、「**雲仙市副食費助成事業**」により、免除されます。

国の免除については、年収360万円未満相当の世帯の1号・2号認定子ども及び第3子以降を対象に副食費を免除し、市が相当額を直接各施設へ支払います。

それ以外の児童分は市の「雲仙市副食費助成事業」により免除し、市が相当額を直接各施設へ支払います。

＜1号認定（教育提供のみ）＞※預かり保育時の副食費は対象となりません。

国階層	国階層区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	国免除	国免除	国免除
2～3	所得割額 77,100円以下			
4～5	所得割額 77,101円以上	市免除	市免除	

＜2号認定保育料 保育所・認定こども園（保育）＞

国階層	国階層区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	国免除	国免除	国免除
2～4の一部	所得割額 57,700円未満			
4の一部～8	所得割額 57,700円以上	市免除	市免除	

※2号認定でひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の減免

国階層	国階層区分	第1子	第2子	第3子以降
2～4の一部	※ひとり親世帯等 所得割額77,100円以下	国免除	国免除	国免除
4の一部～8	※ひとり親世帯等 所得割額77,101円以上	市免除	市免除	

※多子のカウント方法について

	1号	2号
所得割額 57,700円未満 ※ひとり親世帯等 77,100円以下	年齢に関わらず被監護者の数による	
所得割額 57,700円以上 ※ひとり親世帯等 77,101円以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

7 こんなサービスもあります

● 保育所等の見学

保育所、認定こども園で実際どのような教育・保育が行われているか見学できます。事前に各保育所、認定こども園にご連絡ください。

● 一時預かり（一時保育）

保護者の疾病や急な用事のほか、リフレッシュしたい時などに保育所等に一時的に預けることができます。料金・内容等については、各実施保育所等におたずねください。

● 休日保育

休日に保育ができない時に預けることができます。詳しくは各実施保育所等におたずねください。

● 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する各種育児支援を行います。

【実施施設（団体）】

くにみ子ども園、洗心保育園、うせん辻幼稚園、すぎのこ保育園、小浜こども園

● 病児保育事業

病気や病気の回復期にある児童を、仕事などで看病できない場合に預けることができます。利用に際しては、子ども支援課への事前登録が必要です。

【病児保育実施事業所】

（施設型）病後児対応

- ・くにみ子ども園病後児保育センター（国見町）
- ・えとう病後児サポートルーム（小浜町）

（訪問型）病児・病後児対応

- ・長崎県看護協会 病児・病後児保育サポートセンター

施設型とは…専用の保育スペースで児童を保育します。

訪問型とは…保育者が家庭を訪問して児童を保育します。保育者は、看護師等の資格を持ち、病児保育に関して一定の研修を受けています。

【利用料】 1人 1,000円／1日（生活保護世帯または住民税非課税世帯は無料）

● サポートセンター事業

子育てサポートセンターは子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）がお互いに助けたり助けられたりして育児の相互援助活動を行う事業です。料金・内容等について、詳しくは子ども支援課にお尋ねください。

【援助できる内容】

- 1 保育所や学校などの登園・登校前の預かり及び送り
- 2 保育所や学校・学童保育などの迎え及び帰宅後の預かり
- 3 保育所や学校などが休みの時の預かり
- 4 保護者などの病気や急用などの場合の預かり